

前橋市水道事業給水条例新旧対照表

改正案	現行														
<p>(手数料) 第33条 手数料は、次に定めるところにより、申込者又は申請者からこれを徴収する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 指定給水装置工事事業者指定手数料、<u>指定給水装置工事事業者指定更新手数料及び指定給水装置工事事業者証再交付手数料</u>の額は、次のとおりとし、申請の際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">手数料の額 (1件につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定給水装置工事事業者指定手数料</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> <tr> <td><u>指定給水装置工事事業者指定更新手数料</u></td> <td style="text-align: right;"><u>10,000円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略 (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 省略</p>	種別	手数料の額 (1件につき)	指定給水装置工事事業者指定手数料	10,000円	<u>指定給水装置工事事業者指定更新手数料</u>	<u>10,000円</u>	省略		<p>(手数料) 第33条 手数料は、次に定めるところにより、申込者又は申請者からこれを徴収する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 指定給水装置工事事業者指定手数料及び<u>指定給水装置工事事業者証再交付手数料</u>の額は、次のとおりとし、申請の際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">手数料の額 (1件につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定給水装置工事事業者指定手数料</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略 (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 省略</p>	種別	手数料の額 (1件につき)	指定給水装置工事事業者指定手数料	10,000円	省略	
種別	手数料の額 (1件につき)														
指定給水装置工事事業者指定手数料	10,000円														
<u>指定給水装置工事事業者指定更新手数料</u>	<u>10,000円</u>														
省略															
種別	手数料の額 (1件につき)														
指定給水装置工事事業者指定手数料	10,000円														
省略															